

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業補助金交付要綱（令和2年鹿屋市告示第230号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」の次に「延長保育事業、」を、「放課後児童健全育成事業」の次に「、子育て短期支援事業」を、「地域子育て支援拠点事業」の次に「、一時預かり事業」を加える。

第2条第1項中「保育所等と」を「市内の保育所等と」に改め、同項第2号中「第3条第5号、第10号」を「第3条第2号、第5号、第6号、第10号、第11号」に改める。

第3条第1項中「は、補助事業者が前条に規定する事業を行う施設の消毒、感染症予防の広報・啓発その他新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費」を「及び補助基準額は、別表のとおり」に改め、同条第2項を削る。

第4条第1項中「前条」を「別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

補助対象経費	対象施設又は事業及び補助基準額
1 第2条に規定する事業を行う施設の消毒、感染症予防の広報・啓発その他新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費	(1) 認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業にあつては一補助事業者につき、放課後児童健全育成事業にあつては一支援の単位につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以内とする。この場合における定員は、令和3年12月1日時点における定員とする。 ア 定員19人以下 30万円 イ 定員20人以上59人以下 40万円 ウ 定員60人以上 50万円 (2) 子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、一補助事業者につき30万円以内

2 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修、設備の整備等に係る経費	延長保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）にあつては一補助事業者につき、放課後児童健全育成事業にあつては一支援の単位につき100万円以内
--	--

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業所要額明細書

施設名 _____

(単位：円)

事業名	対象経費				補助基準額④	補助額⑤ (③と④を比較して少ない額)
	区分	支出予定額①	寄附金その他 収入額②	差引額 ③ (①－②)		
鹿屋市保育所等 感染症拡大防止 対策事業	感染拡大防止を 図るために必要 な経費					
	感染症対策のため の改修等に係 る経費					

注 ⑤は1,000円未満を切り捨てること。

第2号様式（第5条関係）

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業対象経費支出予定額積算内訳表

施設名 _____

1 感染拡大防止を図るために必要な経費

区分	管理番号	経費区分	積算内訳				金額
			品名	単価	数量	単位	
研修 増し 経費・ かかり				×		=	円
				×		=	円
				×		=	円
				×		=	円
				×		=	円
小計(A)							円
感染 防止 対策に 係る 経費				×		=	円
				×		=	円
				×		=	円
				×		=	円
小計(B)							円
合計(A+B)							円
寄附金その他収入額(C)							円
支出予定額 (A)+(B)-(C)							円

2 感染症対策のための改修等に係る経費

区分	管理番号	経費区分	積算内訳				金額
			品名	単価	数量	単位	
改修 等 に係る 経費				×		=	円
				×		=	円
				×		=	円
				×		=	円
				×		=	円
小計(D)							円
寄附金その他収入額(E)							円
支出予定額 (D)-(E)							円

※欄が不足する場合は適宜追加すること。

第3号様式（第6条関係）

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業収支精算明細書

施設名 _____

（単位：円）

事業名	対象経費			補助基準額④	補助額⑤ （③と④を比較して少ない額）
	区分	支出①	寄附金その他 収入額②		
鹿屋市保育所等 感染症拡大防止 対策事業	感染拡大防止を 図るために必要 な経費				
	感染症対策のため の改修等に係 る経費				

注 ⑤は1,000円未満を切り捨てること。

第4号様式（第6条関係）

鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業対象経費支出済額内訳表

施設名 _____

1 感染拡大防止を図るために必要な経費

区分	管理番号	経費区分	積算内訳				金額
			品名	単価	数量	単位	
研修 増し 経費・ かかり				×		=	円
				×		=	円
				×		=	円
				×		=	円
				×		=	円
小計(A)							円
感染 防止 対策に 係る 経費				×		=	円
				×		=	円
				×		=	円
				×		=	円
小計(B)							円
合計(A+B)							円
寄附金その他収入額(C)							円
支出予定額 (A)+(B)-(C)							円

2 感染症対策のための改修等に係る経費

区分	管理番号	経費区分	積算内訳				金額
			品名	単価	数量	単位	
改修 等 に係る 経費				×		=	円
				×		=	円
				×		=	円
				×		=	円
				×		=	円
小計(D)							円
寄附金その他収入額(E)							円
支出予定額 (D)-(E)							円

※欄が不足する場合は適宜追加すること。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行し、改正後の鹿屋市保育所等感染症拡大防止対策事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。